

店舗統合に関するQ & A

Q1 預金通帳・証書の口座番号はどうなりますか？

A 預金通帳・証書の口座番号は変わりません。

Q2 通帳の取扱いはどうなりますか？

A 引き続きそのままご使用いただけますが、平成23年11月14日以降は店舗番号が変更になります。通帳を一部変更させていただきますので、窓口にお申し付けください。

Q3 定期預金、定期積金等の証書の取扱いはどうなりますか？

A 証書につきましても、そのままご使用いただけます。新しい証書にお切替えいただく必要はございません。

Q4 小切手・手形は使えますか？

A 平成23年11月14日以前に振出された小切手・手形は、これまでどおり決済させていただきます。
平成23年11月14日以降も、お手持ちの小切手・手形でお振出しできますが、新しい小切手・手形に差し替えていただきますようお願いいたします。

Q5 マル優・マル特制度の取扱いはどうなりますか？

A 手続きの必要はございません。従来どおりご利用いただけます。

Q6 公共料金等、自動支払いの取扱いはどうなりますか？

A お客様の手続きの必要はございません。ただし、一部の口座振替については、別途変更手続きのご協力をお願いすることがありますのでご了承ください。

Q7 キャッシュカード・ローンカードの取扱いはどうなりますか？

A 現在ご利用のカードは、引き続きご利用いただけます。

Q8 現在融資を受けていますが、手続きが必要ですか？

A 現在のお取引をそのまま「大泉支店」に移させていただきます。

Q9 年金受取りの取扱いはどうなりますか？

A 国民年金、厚生年金、船員保険のお受取りの場合、変更手続きの必要はございません。ただし、各種共済年金、厚生年金基金、適格年金、その他私的年金をお受取りのお客様は、手続きが必要となる場合がありますので、お手数ではございますが、窓口または営業係にお尋ねいただくか、各年金支払い機関にお問合せ下さいますようお願いいたします。

Q10 給与振込はどうなりますか？

A 現在、お振込みを受けている口座は、店舗名が大泉支店に変更となりますので、勤務先への変更通知が必要となります。お手数ではございますが、お客様から勤務先へご連絡いただきますようお願い申し上げます。

Q11 取引口座への振込金の取扱いはどうなりますか？

A 現在、お振込みを受けている口座は、店舗名が大泉支店に変更となります。お手数ではございますが、お振込依頼人様(お取引先、公的機関等)に、その変更をご連絡いただきますようお願い申し上げます。

Q12 照会・振込サービスはどうなりますか？

- A 現在お手元の「お振込カード」は、そのままご利用いただけます。ただし、お受取人様の口座が「館林支店」(旧店舗)にある場合には、平成23年11月14日以降はご利用いただけません。ホームバンキングサービス、ファームバンキングサービス、テレホンバンキングサービス、モバイルバンキングサービス、インターネットバンキングサービスのお取扱いにつきましては、パソコン等の設定を一部変更する必要がありますので、別途ご案内させていただきます。為替自動振込サービス(自動送金)のお取扱いにつきましては、そのままご利用いただけます。

Q13 国債・投資信託を保有していますが、何か手続きが必要ですか？

- A お客様の手続きの必要はございません。利金・償還金のお振込みや収益分配金・売却代金等の入金につきましても、原則として、現在ご指定いただいている「館林支店」の口座が「大泉支店」に引継がれます。

Q14 損害保険・生命保険を契約していますが、何か手続きが必要ですか？

- A お客様の手続きの必要はございません。保険料のお支払いなどにつきましても、原則として、現在ご指定いただいている「館林支店」の口座が「大泉支店」に引継がれます。

以上